

# 第1章 計画の目的と位置づけ

---

## 1 商工業振興計画の目的

木更津市では、平成24年3月に産業振興の基本理念や方針などを定め、地域経済の健全な発展と市民生活の向上を目指すことを目的とした木更津市産業振興基本条例（平成24年木更津市条例第7号。以下、「条例」という。）を制定しました。

本計画は、条例に基づき、産業の振興に関する施策の計画的な推進を図るため策定するものであり、事業者及び市民を対象としたアンケート調査やヒアリングを実施し、本市商工業の現状、事業者の意向、市民ニーズなどを把握・分析した「商工業・企業立地振興計画調査研究事業報告書」（平成25年3月作成）を踏まえて策定しました。

なお、「企業立地」については、振興計画ではなく「木更津市企業誘致方針」として、別途定める予定です。

木更津市産業振興基本条例第3条（基本理念及び方針）（抜粋）

### 【基本理念】

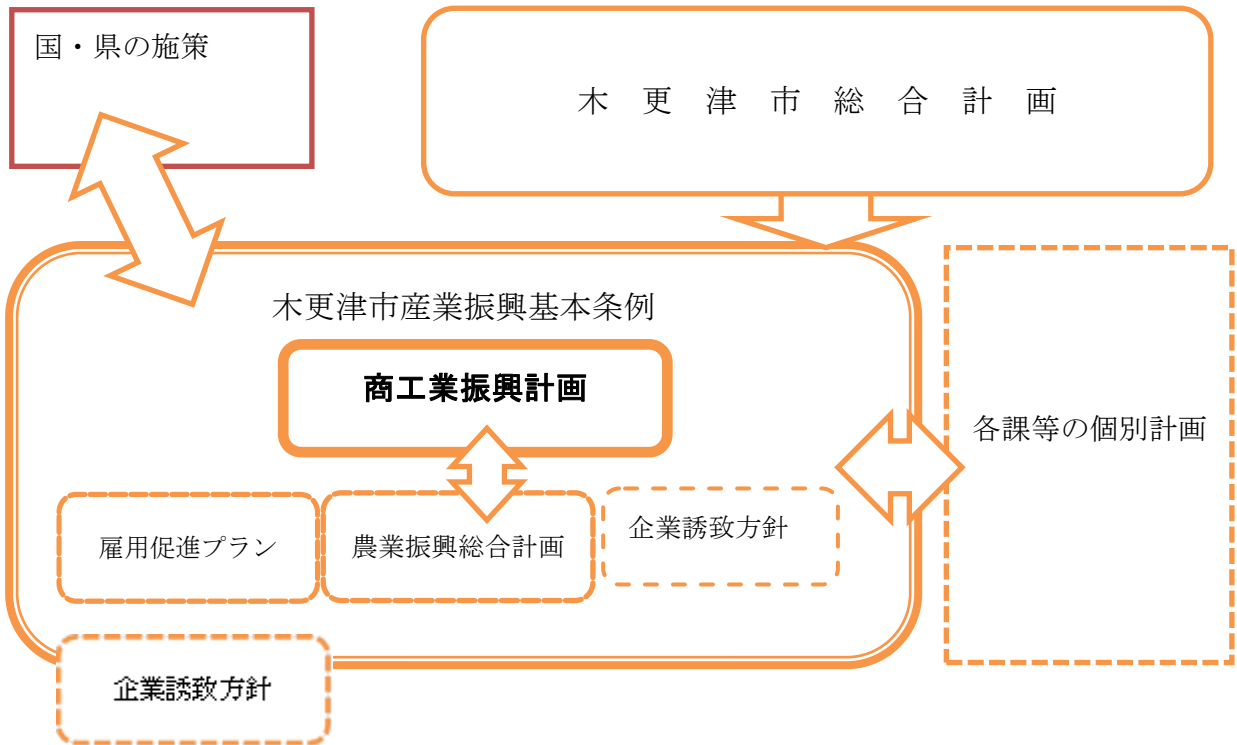
第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者及び産業経済団体が協働し、市民の理解と協力の下に推進することを基本理念とする。

### 【方針】 第3条第2項より抜粋

- 中小事業者については、経営基盤の強化、経営の革新及び創業の促進などにより、中小企業の振興を図る。
- 商業については、市民の消費生活を支える地域に密着した商業機能の展開と地域特性を活かした商業機能の集積に加え、中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄により活性化を図る。
- 工業については、良好な操業環境の確保、生産技術の近代化及び高度化を図るとともに、産学官の連携による研究開発により、新産業の創出と既存事業者の新製品及び新技術の開発を促進する。
- 企業立地については、広域幹線道路網の結節点としての利便性や研究開発施設が立地している地域の特性を活かし、市内外の企業による新たな立地を促進することにより、新規産業の創出及び産業の集積を図る。

## 2 商工業振興計画の位置づけ

本計画は、条例の基本理念・方針を踏まえ、上位計画である木更津市総合基本計画をはじめ、本市の各種関連計画との整合性を確保しつつ、国や県の商工業振興施策にも配慮し、策定します。



## 3 商工業振興計画の計画期間

本計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や本市を取り巻く状況など、様々な変化に対応するため、適宜見直しをすることとします。